

児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか

◇児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

児童扶養手当とは、父親のいない児童の母親や父親が重い障害のある児童の母親、もしくは母親に代わってその児童を養育している人に支給される手当をいいます。

特別児童扶養手当とは、心身に障害のある児童の父親または母親、もしくは父母に代わってその児童を扶養する人に支給される手当です。

◇8月は現況届・所得状況届の時期です

児童扶養手当と特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月に「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」を提出しなければなりません。

対象となる人には、個別に案内をしますので、受付日時などを確認して期間内に提出してください。

届け出をしないと、手当が差し止められたり、受給資格が無くなったりする場合があります。

□支給対象児童の要件

- イ 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ 父が死亡した児童
 - ハ 父が政令別表第2に定める程度の障害がある児童
 - ニ 父の生死が明らかでない児童
 - ホ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
 - ヘ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ト 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童であるか不明な児童
- ※特別児童扶養手当は、対象児童が児童（社会）福祉施設などに入所しているときは、対象になりません。

□手当月額

【児童扶養手当】 児童1人の場合：41,720円
（2人目は5,000円、3人目以降は3,000円の加算）
※受給者の所得により一部支給や支給停止、同居している扶養義務者の所得により、支給停止になる場合があります。

【特別児童扶養手当】

障害の程度により、1級：50,750円、2級：33,800円
※受給者、扶養義務者の所得により、支給停止になる場合があります。

児童扶養手当受給後5年を経過した人は、手当額が一部減額されます

◇4月から、手当の減額措置が適用されています

児童扶養手当受給開始から5年を経過した月の手当から、現支給額の2分の1に減額されます（8歳未満の対象児童がいる場合は減額されません）。

ただし、減額の対象となっている人のうち、右記の「減額対象から除外される人」に該当する人は、届け出をすることで減額されなくなります。対象者本人には、福祉事務所子育て支援課から、届け出の詳細について通知しますので、内容を確認の上、届出書を期限までに提出してください。

減額の対象から除外される人（要申請）
① すでに就業している人
② 現在、求職活動を行っている人
③ 一定以上の障害を有していることから、就業が困難な人
④ 負傷や疾病に伴い就業が困難な人
⑤ 受給者が監護する児童および親族が障害、負傷、疾病、要介護状態にあることなどにより、受給者が介護を行う必要があり、就業が困難な人

減額の対象となる人
① 就業していない人で、就業できない要因がなく、求職活動を行っていない人
② 期日までに届け出をしない人

母子家庭の自立支援事業

母子家庭の人を対象に、ホームヘルパーやパソコン講習会の開催、看護師や保育士の資格を取得する際の助成、就学資金の貸付など、自立を支援する事業があります。

事業の詳細については、問い合わせ先にご確認ください。

事業区分	問い合わせ先	電話番号
就業支援講習会	宮城県母子家庭等就業・自立支援センター	022 (295) 0013
自立支援教育訓練給付金 高等技能訓練促進費 母子福祉資金貸付金	宮城県東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (県登米合同庁舎内)	0220 (22) 7514

【問い合わせ】 福祉事務所子育て支援課 児童福祉係 ☎ 0220 (58) 5562

地域次世代リーダー養成講座受講生募集

市民活動や地域づくりを担うリーダーの育成を目的とした講座を開催します。

【期間】 9月から平成21年3月まで
※毎月開催の全10講座

【時間】 土曜・日曜日の午後を予定
(1講座：2時間程度)

【場所】 迫公民館、中田農村環境改善センター

【内容】 市民活動や地域づくりの基本的な知識、コミュニケーションスキルに関する講義・演習など

【定員】 36人（各町域4人程度）
※応募多数の場合は抽選

【申込資格】

- ① 市内に在住する20歳以上の人
- ② 市民活動や地域づくりに意欲のある人
- ③ 基本的に全講座受講可能な人

【受講料】 無料（交通費、昼食、演習に必要な教材費は自己負担）

【申込方法】 各総合支所地域生活課備え付けの申込書に必要事項を記入の上、直接、郵送、ファクシミリ、電子メールでお申し込みください。申込書は、市ホームページからもダウンロードできます。

【申込先】 直接申し込む場合のみ各総合支所地域生活課、それ以外は企画部市民活動支援課

【申込期限】 8月29日（金）

【申し込み・問い合わせ】

企画部市民活動支援課
市民参画支援係
〒987-0511
登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
☎ 0220 (22) 2173
FAX 0220 (22) 9164
✉ shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

おすすめウォーキングコースを募集

市では、「メタボ登米隊活動宣言」をして、生活習慣改善のために①朝ごはん・いただきます②あと1,000歩増やそう③「和・話・輪」推進運動の3カ条を掲げて、改善を呼び掛けています。

この中の「あと1,000歩増やそう」を進めていくために、皆さんが日ごろ実践しているウォーキングの「おすすめコース」を募集します。

紹介していただいたコースについては冊子を作成し、10月4日（土）に開催する「市民生き生きフェスティバル」の会場で配布します。

【応募方法】 郵送、ファクシミリ、電子メール。様式の規定はありません。用紙には「おすすめコース」のほか、住所・氏名・電話番号を記入してください。

【募集期限】 8月29日（金）まで

【応募先・問い合わせ】

市民生活部健康推進課
健康推進係
〒987-0401
登米市南方町新高石浦130番地
☎ 0220 (58) 2116
FAX 0220 (58) 3345
✉ kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp

「精神保健入門ナイトセミナー」受講者募集

毎日忙しく過ごしているあなたの心や体は疲れていませんか。

市では、心の健康づくりを応援するために、「精神保健入門ナイトセミナー」を開催します。

この機会に、あなたの「心のSOS」を感じてみませんか。あなたに合ったストレスの解消法と一緒に探してみましょ。

どなたでも気軽にご参加ください。



【プログラム】 4回シリーズ

ストレスの多い現代では「うつ病」が増えてきています。今回は「うつ病」に焦点を当てた研修を行います。

回	開催日	内容
1	8月28日（木）	・開講式 ・講話「こころの病気を知ろう」 講師＝国見台病院 精神科医 小田康彦先生
2	9月10日（水）	・ストレスについて考えよう ・ストレスチェック 「自分の心の様子を感じよう」 ・精神保健福祉サービスいろいろ
3	9月25日（木）	・講話「気持ちを大切に伝えよう」 講師＝仙台ロゴセラピー研究所 臨床心理士 吉田香里先生
4	10月9日（木）	・話し合い 「心の健康のために こんなふうに住らしていこう」 ・閉講式（3回以上出席した人に受講証を交付します）

【場所】

市役所南方庁舎2階 大会議室

【時間】

午後7時～8時45分

【募集人員】

20人（先着順）

【申込方法】

8月18日（月）まで、電話でお申し込みください。

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部健康推進課
地域保健係
☎ 0220 (58) 2116

今季節 水分補給に気を付けよう

夏は汗が多く出て、体の水分が奪われます。このため熱中症になりやすく、水分補給が大切になります。特に、子どもは大人より多くの水分を必要とします。

ただし、糖分の多い清涼飲料水やスポーツドリンクなどは、発熱、下痢、脱水などの場合を除き、飲み過ぎには注意してください。普段は、麦茶や湯冷まし、水などの糖分を含まないものを中心に、水分補給に心掛けましょう。